

健康・医療戦略推進法案に対する修正案要綱

一 検討規定の追加

政府は、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条第一項関係)

二 その他

その他所要の規定を整理すること。